

2024年4月1日

育英西中学校・高等学校 部活動方針

育英西中学校・高等学校
学校長 北谷成人

1. 基本方針

- (1) 部活動とは、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問の指導のもと、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切である。
- (2) 体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義を図ることが大切である。

2. 適切な運用のための体制

- (1) 指導・運営に係る体制の構築
 - ① 校長は、生徒や教員の数、外部指導者等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
 - ② 校長は、顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の校務分掌や、外部指導者等の配置状況を勘案した上で行う。
 - ③ 校長は、活動計画および活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
 - ④ 各部ともに主顧問と副顧問が相談しながら協力体制のもと指導に当たるなど、過度の負担がかからないようにする。
 - ⑤ 生徒指導部の部活指導担当者は、必要に応じて顧問会議を開催し、部長会議や部員集会等を行い、学校部活動全体が適正化および活性化するように努める。
- (2) 部活動の活動計画等の作成及び公表
 - ① 各部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
 - ② 各部活同顧問は、年間活動計画を年度当初に、毎月の活動計画はその前の月に、生徒・保護者に公表するとともに、校長に提出する。

(3) 保護者との連携

- ① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得ること。
- ② 部活動計画書は事前に毎月生徒・保護者に配布すること。
- ③ 部活動を運営する上で、経費の必要が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配布するなどして理解を得ること。
- ④ 活動中に生徒に問題が生じた場合は、家庭への連絡等（必要に応じて家庭訪問）により丁寧に説明をすること。
- ⑤ 活動中の怪我については、軽いと考えられる怪我でも、家庭への連絡（必要に応じて家庭訪問により丁寧に説明をすること。

(4) 部活動の活動計画等の作成及び公表

- ① 各部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ② 各部活動顧問は、年間活動計画を年度当初に、毎月の活動計画はその前の月に、生徒・保護者に公表するとともに、校長に提出する。

3. 適切な活動時間および休養日の設定

部活動には、効率的な活動時間と日常生活にゆとりを与えるための休養日の設定が必要である。部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 活動時間

【中学校】

- ・ 平日は、概ね2時間程度とする。
- ・ 学校休業日（学期中の休暇を含む）は、概ね3時間程度とする。

【高等学校】

- ・ 平日は、概ね3時間程度とする。
- ・ 学校休業日（学期中の休日を含む）は、概ね4時間程度とする。

(2) 休養日の設定

【中学校】

- ・ 週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。）大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、翌週すぐに代替休養日を確保する。

【高等学校】

- ・ 週当たり1日以上の休養日を設ける。
- ・ 週末が2日間ともに学校の休業日の場合は、生徒の十分な休養がとれる活動を行う

(少なくとも半日(午前または午後)以上の休養)。大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、翌週すぐに代替休養日を確保する。

*【完全休業日】

以下の日程は、部活動を行わないことを基本とする。ただし、この期間に、公式の大会参加等がある場合には、前後に休養を設定する。

- ・ 8月12日～8月16日(5日間)
- ・ 12月30日～1月3日(5日間)

(3) 最終下校時刻

【中学校】

- ・ 最終下校時刻は、中学17時30分(17:40下校バス乗車)とする。
- ・ 公式の大会の1週間前は、18時30分まで活動を延長することができる。その場合は、所定の用紙を提出し、校長の許可を得ること。

【高等学校】

- ・ 平日の最終下校時刻は19時とする。
- ・ 授業がある土曜日および学校の休業日の最終下校時間は18時半とする。

(4) その他

- ① 課題評価日(学期末のものは除く)は部活動を行わない。ただし、1週間以内に公式の大会に参加する場合は、学習時間を確保した上で、事前に所定の届けを校長に提出して活動することができる(活動時間は1時間程度とする)。
- ② 職員会議及び職員研修が行われる日の運動部の活動は行わない。会議等の終了後に活動をする場合、生徒は会議終了まで活動をせず教室待機し、指導者がいる状況になってから活動始める。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中の休養日の設定に準じる。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動が行えるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ④ 競技の特性・大会等の日程や学校行事等を踏まえ、年間計画および月間計画を作成するに当たり、適切に「休養日」や「活動時間」を設定しメリハリのある活動を心がける。

4. 学校単位で参加する大会等

(1) 参加する大会の上限

本校の運動部が参加する大会は、学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の主旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度にならないことを考慮して、実態に応じて定めることとする。

(2) 参加する大会等の精査

中学校体育連盟・高等学校体育連盟主催大会、各種コンクール、県市町村主催、協会主催などの多くの大会等が開催されており、上記の日安等を踏まえ、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康に配慮するため、参加する大会を精選する。

5. 部活動運営

(1) 安全管理の徹底

- ① 個々の生徒の基礎疾患、既往歴、運動制限など、配慮すべき事項を把握しておくこと。心疾患、腎疾患については、学校生活管理指導表の指導区分を確認しておくこと。
- ② 生徒の体力や技能レベルを考慮した指導の計画を立てること。
- ③ 生徒は発達途上であり、自分の限界や心身の不調をうまく訴えることが出来なかったり、不調を隠したりする可能性があることを前提に、生徒の体調をしっかりと観察すること。
- ④ やむを得ず顧問が活動に立ち会えない場合は、他の顧問と連携・協力するなど、安全に十分留意した内容や方法をあらかじめ生徒に理解させたうえで活動させること。その際、任せきりにはせず、聴き取りや部活動日誌などにより必ず活動内容を把握すること。
- ⑤ 施設・設備・用具などは常に整理整頓して安全に配置・設置するとともに、定期的な安全確認を行うこと。(月1回実施が望ましい)
- ⑥ 熱中症対策のための気温・湿度等の把握はもとより、暴風や雷、ゲリラ豪雨、光化学スモッグなどの気象情報を事前に収集し、危険が予測される場合は活動を中止するなど、必要な措置を講じること。
- ⑦ 万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど生徒の人命を最優先した対応を取ること。

(2) 体罰等の根絶

体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合も許されるものではない。これらは「暴力」であり、「熱心な指導のあらわれ」や「強い指導の一環」などという、誤った認識は厳に改めなければならない。

- ① いかなる理由があっても、体罰や暴言は許されないこと。
- ② 生徒との信頼関係や保護者の容認があるからと言って正当化されるものではないこと。
- ③ 被害を受けた生徒はもとより、その場に居合わせた生徒の後々の人生にまで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解すること。

(3) 外部指導者について

- ① 専門的な指導が可能な外部指導者については、年度当初に外部指導者願を校長に提

出し、承認を得る。

- ② 指導内容については、部活動が学校教育の一環であることを踏まえて、顧問と協力しながら、保護者の理解のもと指導を行う。